（削る。）

（食品等持続的供給推進機構の指定の申請）

第十四条　法第二十二条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　法第二十三条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六　法第二十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

（名称等の変更の届出）

第十五条　法第二十二条第三項の規定による届出をしようとする同条第一項に規定する食品等持続的供給推進機構（以下「推進機構」という。）は、次の事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（推進機構の業務の一部委託の認可の申請）

第十六条　推進機構は、法第二十四条第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（業務規程の記載事項）

第十七条　法第二十五条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

（事業計画等の認可の申請）

第十八条　推進機構は、法第二十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　前項第一号の事業計画書には、法第二十三条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

３　（略）

（事業計画等の変更の認可の申請）

第十九条　推進機構は、法第二十六条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（支援機構の財務諸表の添付書類）

第六条　支援機構は、法第九条各号に掲げる業務を行う場合において、支援機構法第三十条の規定により貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を提出するときは、法第九条各号に掲げる業務と他の業務の区分ごとの収支の状況その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

（食品等流通合理化促進機構の指定の申請）

第七条　法第十六条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　法第十七条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六　法第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

（名称等の変更の届出）

第八条　法第十六条第三項の規定による届出をしようとする同条第一項に規定する食品等流通合理化促進機構（以下「促進機構」という。）は、次の事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（促進機構の業務の一部委託の認可の申請）

第九条　促進機構は、法第十八条第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（業務規程の記載事項）

第十条　法第十九条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

（事業計画等の認可の申請）

第十一条　促進機構は、法第二十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　前項第一号の事業計画書には、法第十七条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

３　（略）

（事業計画等の変更の認可の申請）

第十二条　促進機構は、法第二十条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。